



# 秋田県公報

## 告 示

秋田県告示第九百十四号  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十一月七日

秋田県知事 寺田典城

### 目 次

大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(九一四・商工業振興課).....	1
道路区域の変更及び供用開始(九一五・道路環境課).....	1
建築基準法による道路位置の指定(九一六・山本地域振興局建設部).....	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可(九一七・由利地域振興局建設部).....	2
生活保護法による介護機関の指定(九一八・福祉政策課).....	2
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課)二件.....	3
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(農林政策課森林環境対策室).....	4
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	5
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	5
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	6
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(一五四).....	8
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一五五).....	9
政治団体の解散の届出(一五六).....	10
政治団体の収支に関する報告書(一五七).....	11
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一五八).....	11

### 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	能代五城目線	能代市扇田字東扇田三三六番一	地先から二五二番一	一三・六〇	〇・〇六五
				地先まで	一七・八〇	

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いとく二ツ井ショッピングセンター  
山本郡二ツ井町字中坪十八番一号
- 二 県の意見  
意見なし
- 三 意見を述べた日  
平成十五年十月二十九日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間  
 (一) 縦覧場所  
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
 二ツ井町役場 産業振興課  
 (二) 縦覧期間  
 平成十五年十一月七日から同年十二月八日まで

秋田県告示第九百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十五年十一月七日

秋田県知事 寺田典城

県 道	新	能代五城目線	能代市扇田字東扇田二二六番一地先から二二五一番一地先まで	一五・〇〇〇三九・〇〇	〇・〇六五
-----	---	--------	------------------------------	-------------	-------

二 供用開始の期日 平成十五年十一月七日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十五年十一月七日から同月二十日まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年十一月七日

秋田県告示第九百十六号

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
山本郡八森町字中浜八番地四十四 日沼友明	能代市字下悪戸九番一の内及び十番二の内並びに十番三の内	四十九・四七六メートル	六・〇〇メートル	平成十五年十月二十九日

秋田県告示第九百十七号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
 平成十五年十一月七日

秋田県知事 寺田典城

四 事業地  
 (一) 収用の部分 変更なし  
 (二) 使用の部分 なし

一 施行者の名称  
 本荘市  
 二 都市計画事業の種類及び名称  
 本荘都市計画公園事業五・五・一号本荘公園  
 三 事業施行期間  
 平成三年十二月六日から平成二十年三月三十一日まで

秋田県告示第九百十八号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年十一月七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
-----	-----------	-------	---------	-------

特定非営利活動法人結いの里	特定非営利活動法人結いの里 理事	山本郡二ツ井町種字萩の台百七十八番地	通所介護	平成十五年九月一日
医療法人ありうら会 高橋 彰彦内科医院	医療法人ありうら会 理事長	大館市有浦三丁目二番六十号	介護療養型医療施設	平成十五年五月一日
わらべうた	有限会社 千秋デイサービス 代表取締役	能代市浅内字横道五番地一	通所介護	平成十五年四月十八日
デイサービスふぁみーゆ	特定非営利活動法人フアミーユ 会長	湯沢市愛宕町三丁目二番三十号	通所介護	平成十五年九月十五日
オアシス居宅介護支援事業所	有限会社ブランドス 代表取締役	鹿角市花輪字寺ノ後四十二番地七	居宅介護支援事業	平成十五年十月一日
デイサービスセンターオアシス	有限会社ブランドス 代表取締役	鹿角市花輪字寺ノ後四十二番地七	通所介護	平成十五年十月一日
もろび苑指定通所介護事業所	阿仁町長	北秋田郡阿仁町幸屋渡字前野七番地三	通所介護	平成十五年十月一日
田近医院	医療法人田近医院 理事長	河辺郡河辺町北野田高屋字上前田表七十六番地一	居宅療養管理指導	平成十二年四月一日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月七日

一 申請のあった年月日

平成十五年十月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

秋田市高齢者介護NPO

三 代表者の氏名

鈴木 文 男

四 主たる事務所の所在地

秋田市山王四丁目四番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、秋田市内の介護を要する高齢者に対して、介護支援に関する事業を行い高齢者の福祉の向上に寄することを目的とする。

六 定款の変更内容

- (一) 役員の数及び選任方法
- (二) 副理事長職の廃止
- (三) 総会及び理事会の議決事項の変更

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十五年十月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

世界永続農業協会秋田県文化事業団

三 代表者の氏名

小 玉 得太郎

四 主たる事務所の所在地

秋田市千秋矢留町二番四十号

五 定款に記載された目的

この法人は、大自然との調和を基調に自然尊重を基本とする農業生産方式（有機農業・自然農法・環境保全型農業など総称して以下、「永続農業」という。）の普及実用化を推進し、自然環境の保全、地域住民の健康増進を図るとともに、地方文化の保護・発展、都市と農村の交流による豊かで美しいまちづくりを進めることにより、地域の振興と活性化に貢献することを目的とする。

六 定款の変更内容

役員の変更内容

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 借入物品の名称及び数量

パーソナルコンピュータ及び周辺機器 一式

(二) 借入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- (一) 借入期間  
平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日まで
- (二) 借入物品の設置場所  
県が指定する場所
- (三) 入札に参加する者に必要な資格等
- (四) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

二 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

三 入札説明書及び仕様書の交付方法

(一) 秋田県農林水産部農林政策課森林環境対策室(電話〇一八 八六〇 一七四一)  
入札説明書及び仕様書の交付方法

(二) 秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十一月七日(金)から同年十二月五日(金)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年十二月十八日(木)午後一時

五 入札保証金

秋田県庁地下一階管財課入札室

六 その他

(一) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十條から第六十三條までに規定することによる。

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(四) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六條に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

による。

(六) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六條に規定するところによる。

(七) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

による。

による。

により決定する。  
 (六)(五) 契約書作成の要否 要  
 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of items to be rented : Personal Computers and Peripherals, 1 set
- 2 Time-limit of tender : 1:00 P.M. 18 December, 2003
- 3 Contact point for the notice : Forest Environment Policy Office, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Samo, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-1741

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北郡高梨土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡仙北町高梨字八嶋二百七十三番地

大 野 清 昭

二 就任理事の住所及び氏名

仙北郡仙北町高梨字上川原百七十一番地

熊 谷 晴 司

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

動物用焼却炉 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年二月二十七日(金)

(四) 納入場所

秋田県南部家畜保健衛生所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十五年十一月七日(金)から同月十七日(月)ま

での期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年十一月二十五日(火)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ



により決定する。

(四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他  
詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十五年十一月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量  
電子計算組織 五式
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十六年一月十三日(火)
- (四) 納入場所  
県が指定する場所
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期  
電子計算組織 一式 平成十五年十一月ころ
- (六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付  
平成十五年六月十三日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (3)(2)(1) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
(2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(三)に掲げる場所へ平成十五年十一月二十五日(火)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

- 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を除き、平成十五年十一月七日(金)から同年十二月一日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年十二月九日(火)午後一時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定することによる。
- 六 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効  
秋田県財務規則第百六十六条に規定することによる。
- (四) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (七) その他  
詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary  
 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal Computer 5 sets  
 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 9 December, 2003  
 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
 平成十五年十一月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品の名称及び数量  
電子計算組織 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十六年一月十三日(火)
  - (四) 納入場所  
秋田県立秋田工業高等学校
  - (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期  
電子計算組織 一式 平成十五年十一月ころ
  - (六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付  
平成十五年六月十三日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
  - (一) 入札に参加する者に必要な資格
    - 1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
    - 2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
    - 3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
    - 4) 2)の資格に係る申請
    - 5) 2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十五年十一月二十五日(火)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十一月七日(金)から同年十二月一日(月)までの期間、随時交付する。

- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年十二月九日(火)午後二時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定することによる。

- 六 その他
  - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (二) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (三) 入札の無効  
秋田県財務規則第六十六条に規定することによる。
  - (四) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (五) 契約書作成の要否 要
  - (六) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
  - (七) その他  
詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal Computer 1 set
- 2 Time-limit of tender : 2:00 P.M. 9 December, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sano, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百五十四号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成十五年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年十一月七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	設立の区域	届出年月日
民主党秋田県第1区総支部	寺田 学	佐藤 隆興	秋田市川尻御休町九番三十三号ゆうあいビル3階	民主党		平成十五年十月二日
自由民主党秋田県南秋田郡第二支部	平山 晴彦	石井 大樹	南秋田郡五城目町西磯ノ目二丁目一番四十二号	自由民主党		平成十五年十月十七日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
武田きちじ後援会	大友 陽一	大友 時男	由利郡鳥海町下笹子字長畑八十三番地二	平成十五年十月六日
ふじわら光雄後援会	秩父 秀雄	武藤 すみ子	仙北郡中仙町豊川字猫沢四十五番地一	〃
柴田協三後援会	和田 劭	藤原 久一	雄勝郡羽後町大久保字前川原八番地	平成十五年十月七日
石川れんじろう後援会	秋山 秀昭	藤原 正三	秋田市川元山下町三番一号	平成十五年十月九日
山本きよひろ後援会	成田 吉衛	三ヶ田 忠治	鹿角市花輪字六月田九十一番地	平成十五年十月十七日
加藤富男後援会	加藤 富男	加藤 富男	由利郡由利町五十土字五十土五番地	平成十五年十月二十日
我妻けい子後援会	地主 あや子	藤原 与一	横手市前郷一番町七番五号	平成十五年十月二十三日



秋選管告示第百五十五号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十五年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年十一月七日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
民主党秋田県総支部連合会	代表者	淡路 定明	佐藤 次男	平成十五年十月二日
民主党秋田県第2区総支部	代表者	佐々木 重人	高松 和夫	"
自由民主党秋田県秋田市第三支部	主たる事務所の所在地	秋田市仁井田新田三丁目十三番二十号	秋田市仁井田新田一丁目四番二十六号	平成十五年十月七日
保守新党衆議院秋田県第一総支部	主たる事務所の所在地	秋田市山王沼田町二番十八号	秋田市牛島東一丁目二番九号	"
民主党秋田県第1区総支部	主たる事務所の所在地	秋田市山王七丁目十一番二十号	秋田市川尻御休町九番三十三号ゆうあいビル3階	平成十五年十月十日
自由民主党平鹿町支部	主たる事務所の所在地	平鹿郡平鹿町浅舞字新堀七十七番地一	平鹿郡平鹿町下吉田字石川原四十三番地一	平成十五年十月十四日
自由民主党秋田県仙北郡第一支部	主たる事務所の所在地	仙北郡角館町小勝田字小倉前二十五番地	仙北郡角館町西長野字中泊二百八十五番地一	平成十五年十月二十四日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
寺田学後援会	主たる事務所の所在地	秋田市山王七丁目十一番二十号	秋田市八橋大畑二丁目三番一号外崎マンション四〇五	平成十五年十月一日
柴田まさとし後援会	主たる事務所の所在地	平鹿郡雄物川町今宿字今宿四十二番地三	平鹿郡雄物川町柏木字柏木七十七番地	平成十五年十月二日

秋田県環境衛生政治連盟	石川れんじろう後援会	みづら圭光後援会	櫻の会	とがし博之後援会	大野忠右工門後援会仙南支部	岸部陸後援会	佐藤清後援会	佐々木重人後援会
代表者	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	会計責任者	代表者
鷲谷一四	小川省吾	安部信行	秋田市仁井田新田三丁目十三番二十号	秋田市仁井田新田三丁目十三番二十号	加藤千代美	今野実	熊谷均	熊谷福治郎
中島康介	秋山秀昭	大釜幸造	秋田市仁井田新田一丁目四番二十六号	秋田市仁井田新田一丁目四番二十六号	鶴谷徳治郎	恵比原脩	佐藤幸雄	佐藤宇恵雄
北秋田郡鷹巣町脇神字川口塚ノ岱六番地中嶋忠輝方	北秋田郡鷹巣町材木町九番二十号千葉久雄方	大館市有浦一丁目六番十八号	南秋田郡五城目町神明前六十七番地七	大館市有浦一丁目六番十八号	北秋田郡鷹巣町脇神字川口塚ノ岱六番地中嶋忠輝方	北秋田郡鷹巣町材木町九番二十号千葉久雄方	熊谷均	熊谷福治郎
平成十五年十月二十四日	平成十五年十月十五日	平成十五年十月九日	〃	平成十五年十月七日	平成十五年十月六日	〃	〃	平成十五年十月三日

秋選管告示第百五十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成十五年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十一月七日

その他の政治団体

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
元気な大館を創る市民の会	平成十五年九月三十日	平成十五年十月七日
大曲市広域振興会	平成十五年十月二十一日	平成十五年十月二十二日

高橋司後援会	平成十五年十月二十一日	平成十五年十月二十一日
高橋俊雄後援会	平成十五年九月三十日	"

秋選管告示第百五十七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、  
 政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基  
 づき、次のとおりその概況を公表する。  
 平成十五年十一月十七日

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書 加藤 堯  
 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

政党

政治団体の名称 元気な大館を創る市民の会

報告年月日 平成15年10月7日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年度繰越額

本年の収入

(エ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

支出の内訳

経常経費

光熱水費

備品・消耗品

事務所費

5,902,411円

5,902,411円

0円

5,902,411円

180,233円

4,065円

107,225円

68,943円

政治活動費 5,722,178円  
 組織活動費 274,270円  
 寄附・交付金 5,447,908円  
 合計 5,902,411円

その他の政治団体

政治団体の名称 高橋俊雄後援会

報告年月日 平成15年10月22日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年度繰越額

本年の収入

(エ) 支出総額

2 収入及び支出のない団体

その他の政治団体

400円

400円

0円

0円

政治団体の名称	報告年月日
大曲市広域振興会	平成15年10月22日
高橋司後援会	"

秋選管告示第百五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、  
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十  
 九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十一月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内	密	届出年月日
新						
旧						

富 樫 博 之	(現職) 県議会議員	樫の会	の主たる事務所の所在地	秋田市新田三丁目十三番一十号	秋田市新田二丁目四番二十号	平成十五年十月七日
------------------	------------	-----	-------------	----------------	---------------	-----------

購読料金 発行 秋田県  
 一月三千五百円 秋田山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田山王七丁目五番二十九号  
 株式会社松原印刷社  
 電話(862)8766 FAX(863)0005  
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp  
 秋田山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社

